

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第41回）審議概要

開催日時	令和2年2月20日（木）14:00
場所	本庁舎西棟5階506会議室
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学准教授）
議事事項	総合評価方式を適用する工事の落札者決定基準について
	下関市建設工事総合評価競争入札実施要領及び事務処理要領の一部改正について
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし

意見・質問	回答
<p>・総合評価方式を適用する工事の落札者決定基準について</p>	
<p>(審議) 特段の意見等なし。 落札者決定時に下関市入札監視委員会の意見聴取を行うこととする。</p>	
<p>・下関市建設工事総合評価競争入札実施要領及び事務処理要領の一部改正について</p>	
<p>総合評価方式の適用範囲を、設計金額5,000万円から4,000万円に改めるということだが、山口県や同規模の他の自治体の状況はどうか。</p> <p>県と同様にするという考えはなかったのか。</p>	<p>中核市では、設計金額5,000万円以上が多い状況である。山口県については設計金額3,000万円以上が対象となっている。</p> <p>国から業者の技術力等を加味した総合評価方式の導入を推進するよう通知等が出ており、本市では平成28年度から総合評価方式を開始しているが、既に3年が経過しているため、この年度対象金額を拡大したいと考え、設計金額4,000万円以上に改めることとした。</p> <p>総合評価方式を開始した平成28年度当初は、設計金額3,000万円で行っていたが、その時は、多くの従業員を抱えている業者等、技術力の高い業者に受注が偏ってしまうということがあった。</p> <p>一時期、設計金額7,000万円とし、その後、設計金額5,000万円としたが、それから2年経過しており、中小の業者も技術力が上がったと思うので、まず設計金額4,000万円に改め、将来的には県と同様に設計金額3,000万円以上にすることを検討していきたい。また、突然、設計金額3,000万円以上とすると、技術力</p>

平成28年度と同じように、技術力の高い業者に受注が偏った場合はどうするのか。

この制度を導入して、下関市、国、県は積極的な評価をしているのか。様々な問題点もあるようだが。積極的に進めていきたいということか。

評価項目のうち「担い手確保の取組」を選択項目にする理由は。

また、他の自治体の状況はどうか。

のない業者に不利になってしまうので、設計金額4,000万円以上から始めたいと考えている。

場合によっては見直しについて関係団体と意見交換を行い、意見交換を行う中で設計金額4,000万円のままとするか、設計金額5,000万円に戻すかを検討したい。

公共工事なので、やはり品質の確保が重要である。総合評価の中で若手技術者や女性技術者を雇用すると加点があったり、地域貢献、例えばボランティア活動をしていることを評価したり、社会貢献や担い手確保の評価項目もあるため、そういった部分で総合評価方式は重要だと考えている。

関係団体との意見交換の中で、中小企業、特に旧4町の業者から、35歳未満の技術者はハローワークで募集等しても応募がなく、「担い手確保の取組」を必須項目とすると、設計金額を5,000万円から4,000万円に拡大しても、中小企業、特に旧4町の業者はここで点が取れず、落札できないという意見をいただいた。

設計金額4,000万円から設計金額5,000万円未満の工事については「担い手確保の取組」を選択項目とし、設計金額5,000万円以上は必須項目とするなど、工事場所等を含めて判断したいと考え、今回選択項目とした。

また、他の自治体の状況だが、「担い手確保」を評価項目に入れているところもあれば入れていないところもあり、実際どのような割合なのかは照会等していないため不明である。

評価の換算について、選択項目とした場合と評価項目としていない場合は、それぞれどのような計算になるのか。

「技能士等の活用」や「担い手確保の取組」が十分にされている業者は、必須項目とし、そうでないと判断した業者は、選択項目にできるということか。

項目の選択制というのは下関の地域性から合わないように思う。関係団体からそういう意見が出たということは、業者によっては担い手確保ができていないということで、地域性に合わないのではないか。

関係団体と意見交換を行っているということだが、定期的に行っているのか。

その場で多くの意見が出た場合は、今回のように改正を検討していくということか。

資料11ページの新旧対照表で説明すると、「旧」の「担い手確保の取組」を必須項目とする場合は全部で6点となり換算すると4点になるが、「新」の「担い手確保の取組」、「技能士等の活用」を選択して評価しないということにした場合は、全部で4点となり換算すると4点になる。

評価項目か評価項目でないかは市が判断する。

そういった業者からの意見も含めて検討した。

旧4町の業者から旧市内と旧4町の業者が同じ採用募集をかけると若い人たちは旧市内の業者を選ぶ傾向があり、旧4町では35歳未満の技術者を抱えている業者が少ないとの意見が出ており、総合評価は全市の業者が参加できる条件であり、不公平が出てしまうので、金額の安い総合評価については選択項目とし、金額の高い総合評価については必須項目とするなど、工事場所等も含めて判断したいと考えている。

毎年入札制度を見直しており、大体10月から11月にかけて関係団体と意見交換を行っている。それ以外にも必要に応じて臨時で意見交換を行うことがある。

そうである。

下関市建設工事総合評価競争入札実
施要領及び事務処理要領の一部改正に
ついては、事務局の提案のとおり決定
するということが良いか。

(委員) 異議なし。